

令和3年度(第72回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日(準備期間 9月1日～9月30日)

スローガン『向き合おう! ところとからだの健康管理』

副スローガン「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

【趣 旨】

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

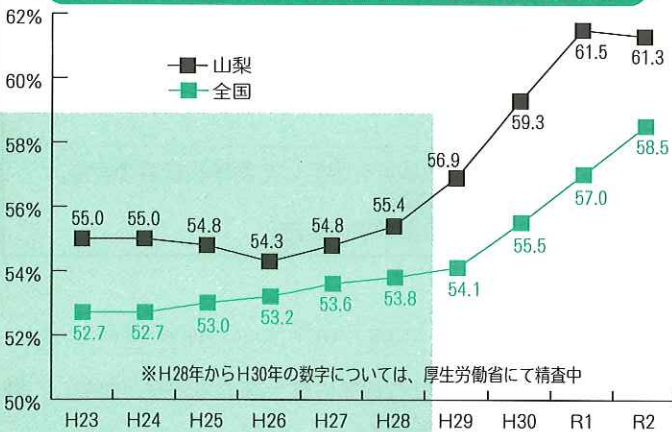
しかしながら、令和2年の労働安全衛生調査(実態調査)において、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合が54.2%と半数以上になっており、働き方改革の推進と共に長時間労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患したことによる休業4日以上労働災害は、令和2年には全国で6千人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

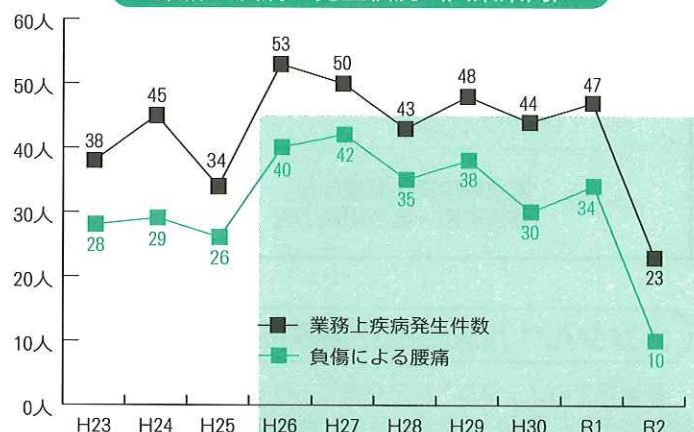
さらに、日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場においても治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えると予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進める必要があるほか、60歳以上の労働者が増加する中で令和2年に山梨県内において発生した労働災害のうち被災者の24.7%が60歳以上であることから、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を周知し、労働災害を予防するための健康づくりを推進する必要がある。

このような背景を踏まえ、今年度は、「向き合おう! ところとからだの健康管理」を全体スローガン、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を副スローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

定期健康診断における有所見率(全国及び山梨県内)



業務上疾病の発生状況(山梨県内)



【主 唱】 山梨労働局、甲府・都留・鯉沢労働基準監督署

【協 賛】 (一社)山梨県労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、(公社)ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、(一社)山梨県鉄構溶接協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、(独)労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】 山梨県、(一社)山梨県医師会、山梨県経営者協会、日本労働組合総連合会山梨県連合会

参考ホームページ(中央労働災害防止協会全国労働衛生週間ポータルサイト) <https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

本週間で(10月1日～10月7日)に実施する事項(準備期間中に実施計画を立てておきましょう。)

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視 | の災害を想定した実地訓練等の実施 |
| 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示 | 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施 |
| 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰 | |
| 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時 | |

準備期間中(9月1日～9月30日)に実施する事項

以下の重点事項について日常の労働衛生活動の総点検を行う

- | | |
|--|--|
| 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策 | 7 職場における受動喫煙防止対策 |
| 2 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策 | 8 治療と仕事の両立支援対策 |
| 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組 | 9 職場における腰痛予防対策指針に基づく腰痛予防対策の推進 |
| 4 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり | 10 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策 |
| 5 化学物質による健康障害防止対策 | 11 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保 |
| 6 石綿による健康障害防止対策 | |

全国労働衛生週間の行事計画表を作成しましょう!

新型コロナウイルス感染防止に留意した行事計画表を事前に作成して、充実した週間にしましょう。

<行事計画表作成例>

10月1日(金)	労働衛生週間趣旨徹底の日	社長によるメッセージの発信、スローガン等の掲示。 臨時安全衛生委員会を開催し、本年度週間行事の確認を行う。 週間行事計画の掲示・社内放送等の周知を行う。
2日(土)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う。 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る。
3日(日)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う。 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る。
4日(月)	職場環境総点検・改善の日	職場ごとに労働衛生パトロールを行う。(作業環境、作業方法、保護具の使用状況、危険・有害物質の管理状況等) 作業環境測定結果等に基づく作業環境の改善を図る。
5日(火)	労働衛生に関する講習・研修の日	職業性疾病予防・災害事例等についての研修会の実施。 職場環境総点検結果に基づく検討会等の開催。 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰を行う。
6日(水)	メンタルヘルスの日 過重労働による健康障害防止対策の日	メンタルヘルス不調者、長時間労働を行う労働者の把握を行い、長時間労働の縮減の徹底・年次有給休暇の取得促進を図る。 巡回検診車等を利用した健康診断の実施。 全社一斉定時退社の実施。
7日(木)	緊急時の実地訓練の日 健康診断・健康相談の日	有害物漏えい、酸欠による事故等緊急事態を想定した実地訓練等の実施。 巡回検診車等を利用した健康診断の実施。 産業医(保健師)による健康相談・健康測定の実施。

メンタルヘルス対策支援事業を活用しましょう!

※詳細はHPへ ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/>

事業場でのメンタルヘルス対策における課題・問題・悩みに、精神科医、公認心理士、社会保険労務士等の専門家が対応し、問題の解決をお手伝いします。また、管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

連絡先：山梨産業保健総合支援センター（甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階） TEL 055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょう!

※詳細はHPへ ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1175>

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申し込みが必要です。)

～県内各センターの連絡先～

中北地域産業保健センター	甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階	電話 055-220-7020 (平日 9:00～17:00)
郡内地域産業保健センター	都留市四日市場1105 都留労働基準協会内	電話 0554-45-0810 (平日 9:00～17:00)
峡南地域産業保健センター	南巨摩郡富士川町鞆沢1-11 峡南労働基準協会内	電話 0556-22-7330 (平日 9:00～17:00)
峡東地域産業保健センター	山梨市中村834 山梨法人会館内	電話 0553-88-9120 (平日 9:00～17:00)